$$5{,}230\text{円}\times A\times\left(\sum_{n=15}^{n=15}I_n+\sum_{n=15}^{n=20}I_n+\sum_{n=21}^{n=21}I_n\right)+\sum_{n=21}^{24}(J_n\times K_n)$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成 15 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

C_{15} ＝ 0.018

C_{16} ＝ 0.018

C_{17} ＝ 0.016

C_{18} ＝ 0.016

C_{19} ＝ 0.016

C_{20} ＝ 0.01584

D_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るものの額（平成 15 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

E_{15} ＝ 0.030

E_{16} ＝ 0.030

E_{17} ＝ 0.027

E_{18} ＝ 0.027

E_{19} ＝ 0.026

E_{20} ＝ 0.02640

F_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業（一般分）に係る地方債のうち特定間伐等促進対策に係るものの額に相当する額

$$5{,}220\text{円}\times A\times\left(\sum_{n=14}^{n=14}I_n+\sum_{n=14}^{n=20}I_n+\sum_{n=21}^{n=21}I_n\right)+\sum_{n=21}^{24}(J_n\times K_n)$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成 14 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

C_{14} ＝ 0.017

C_{15} ＝ 0.019

C_{16} ＝ 0.018

C_{17} ＝ 0.016

C_{18} ＝ 0.016

C_{19} ＝ 0.016

C_{20} ＝ 0.01587

D_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るものの額（平成 14 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

E_{14} ＝ 0.028

E_{15} ＝ 0.031

E_{16} ＝ 0.031

E_{17} ＝ 0.027

E_{18} ＝ 0.027

E_{19} ＝ 0.026

E_{20} ＝ 0.02645

F_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業（一般分）に係る地方債のうち特定間伐等促進対策に係るものの額に相当する額